

各位

平成 25 年 7 月 26 日

会 社 名 フリービット株式会社  
(コード番号 3843:東証マザーズ)  
本社所在地 東京都渋谷区円山町3番6号  
代 表 者 代表取締役社長 石田宏樹  
問 合 せ 先 グループ経営管理本部長 清水高  
電 話 番 号 03-5459-0522(代 表 )  
(URL<http://www.freebit.com/>)

### 内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、平成25年7月11日付で公表いたしました「当社連結子会社における不明瞭な取引及び会計処理に関する調査報告書について」に記載のとおり、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出するとともに、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 訂正の対象となった内部統制報告書

第11期(自平成22年5月1日至平成23年4月30日)内部統制報告書

第12期(自平成23年5月1日至平成24年4月30日)内部統制報告書

##### 2. 訂正の内容

第11期及び第12期内部統制報告書の訂正内容は下記のとおりです。

##### 3. 【評価結果に関する事項】

(第11期訂正前)

上記の評価の結果、平成23年4月30日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(第11期訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において当社の財務報告に係る内部統制は有効でないとして判断いたしました。

#### 記

当社は、平成25年5月、会計監査人から、連結子会社である株式会社ベッコアム・インターネット(以下「BI社」という。)における不適切な会計処理の疑義について指摘を受けたことから、不明瞭な取引の実態の解明が必要であると判断し、平成25年6月7日付で外部の専門家を含む特別調査委員会を設置し、平成25年7月10日に、同調査委員会から、調査報告書の提出を受けました。

特別調査委員会より受領した調査報告書により、BI社において不適切な取引が行われていたことが明らかになりました。

この結果を受け、当社は、当該不適切な会計処理の内容及び原因、過年度決算への影響額、再発防止策等について調査及び検討を行い、過年度の決算を訂正するとともに、平成23年4月期及び平成24年4月期の有価証券報告書、並びに平成23年4月期の第2四半期から平成25年4月期の第3四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

これらは、当社及び子会社のBI社に対してのモニタリングが不十分だったことにより当該不適切な会計処理が行われ、かつその発見に遅れを生じさせたものであり、全社的な内部統制が有効に機能しなかったことによるものと認識しております。以上のことから、当社および子会社における全社的な内部統制に関する不備は、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。

当社は財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、特別調査委員会の提言を踏まえて以下の再発防止策を講じてまいります。

(1) 業務管理が可能な職制への人員派遣

M&A等により新規に連結グループの範囲に含まれた関係会社については、企業理念及び業務の統一化を行うべく、管理部門を直接管掌する職制をもった人員を派遣致します。

(2) 業務協力及び連絡体制の構築

事業所が離れているなどの物理的な環境が業務協力及び連絡体制の障害とならないようにするべく、必要に応じて人員を派遣し、親会社である当社と子会社との連携体制の強化をはかります。

(3) 検証体制の確保

子会社からの業務実績報告の内容及び計数管理等を適確に行うため、その計上根拠の説明や資料提出を求めるなど、報告された数値の正確性を検証し確保するための体制を整備いたします。また、検証を可能にするための関連資料や証憑等の作成及び管理についても徹底いたします。

(4) 監査深度の柔軟性確保

子会社監査につき一律に企業規模で判断することなく、親会社の監査役、親会社の内部監査室及び子会社の監査役などがそれぞれ相互に協力して、具体的なリスクに即した柔軟な実施運用体制を確保いたします。

(5) 内部通報制度の周知向上等のグループ内社員のコンプライアンス意識の向上

コンプライアンス研修のさらなる充実及び内部通報制度の周知向上等により、グループ内社員のコンプライアンス意識を向上させ、不適切な行為を行わないよう個々の意識のレベルアップをはかります。

(6) 当社グループとしての意識共有の機会確保

当社グループの企業理念や経営方針をグループ各社で共有し浸透させることで、子会社を含めた当社グループ社員の連帯意識の強化をはかり、グループ会社間の枠に捉われない発展を促します。

(第12期訂正前)

上記の評価の結果、平成 24 年 4 月 30 日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(第12期訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

## 記

当社は、平成 25 年 5 月、会計監査人から、連結子会社である株式会社ベッコアム・インターネット(以下「BI 社」という。)における不適切な会計処理の疑義について指摘を受けたことから、不明瞭な取引の実態の解明が必要であると判断し、平成 25 年 6 月 7 日付で外部の専門家を含む特別調査委員会を設置し、平成 25 年 7 月 10 日に、同調査委員会から、調査報告書の提出を受けました。

特別調査委員会より受領した調査報告書により、BI 社において不適切な取引が行われていたことが明らかになりました。

この結果を受け、当社は、当該不適切な会計処理の内容及び原因、過年度決算への影響額、再発防止策等について調査及び検討を行い、過年度の決算を訂正するとともに、平成 23 年 4 月期及び平成 24 年 4 月期の有価証券報告書、並びに平成 23 年 4 月期の第 2 四半期から平成 25 年 4 月期の第 3 四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

これらは、当社及び子会社の BI 社に対してのモニタリングが不十分だったことにより当該不適切な会計処理が行われ、かつその発見に遅れを生じさせたものであり、全社的な内部統制が有効に機能しなかったことによるものと認識しております。以上のことから、当社および子会社における全社的な内部統制に関する不備は、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

当社は財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、特別調査委員会の提言を踏まえて以下の再発防止策を講じてまいります。

(1) 業務管理が可能な職制への人員派遣

M&A 等により新規に連結グループの範囲に含まれた関係会社については、企業理念及び業務の統一化を行うべく、管理部門を直接管掌する職制をもった人員を派遣致します。

(2) 業務協力及び連絡体制の構築

事業所が離れているなどの物理的な環境が業務協力及び連絡体制の障害とならないようにするべく、必要に応じて人員を派遣し、親会社である当社と子会社との連携体制の強化をはかりま

す。

(3) 検証体制の確保

子会社からの業務実績報告の内容に基づく計数管理等を適確に行うため、その計上根拠の説明や資料提出を求めるなど、報告された数値の正確性を検証し確保するための体制を整備いたします。また、検証を可能にするための関連資料や証憑等の作成及び管理についても徹底いたします。

(4) 監査深度の柔軟性確保

子会社監査につき一律に企業規模で判断することなく、親会社の監査役、親会社の内部監査室及び子会社の監査役などがそれぞれ相互に協力して、具体的なリスクに即した柔軟な実施運用体制を確保いたします。

(5) 内部通報制度の周知向上等のグループ内社員のコンプライアンス意識の向上

コンプライアンス研修のさらなる充実及び内部通報制度の周知向上等により、グループ内社員のコンプライアンス意識を向上させ、不適切な行為を行わないよう個々の意識のレベルアップをはかります。

(6) 当社グループとしての意識共有の機会確保

当社グループの企業理念や経営方針をグループ各社で共有し浸透させることで、子会社を含めた当社グループ社員の連帯意識の強化をはかり、グループ会社間の枠に捉われない発展を促します。

以上